

11月は

ねんきん月間

です

年金保険料、納めていますか？

この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。



「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

「ねんきん月間」の趣旨は、ホームページをご覧ください。

◆日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

土浦年金事務所の活動内容

「国民年金保険料の免除相談会」

■日程 平成28年11月18日(金) 18:15~

■開催場所 筑波大学 第1エリア 1D 201教室

■必要書類 当日ご持参いただく物※学生証、年金手帳(あれば尚可)

<学生納付特例申請の対象になる方>

大学(大学院)、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校※に在学する学生等で、

ご本人の前年所得が基準以下の方です。

※学校教育法で規定されている修業年限が1年以上の課程

<所得のめやす>

118万円+扶養親族等の数×38万円で計算した額以下である場合

⚠年金保険料、納めていますか？

国民年金保険料を納めないまま放置すると・・・

年金を受け取ることができない場合があります!! 保険料は必ず納めましょう。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・

所得が少ないなど、保険料を納めるのが難しい場合は、申請することにより、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。



この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みについてご理解いただきますようお願いします。